

### 【前期第8問】

平成26年5月23日に2つの事件が発生した。下記2つの事例を読み、X・Yそれぞれの罪責について論ぜよ。ただし、2つの事件には何ら関係がなく、XY間にも何のつながりもないものとする。

#### 事例1

Xは過去数十回にわたり大麻を譲受・譲渡あるいは所持したことがあるものであったが、法廷の除外事由がないのに、東京都港区赤坂のX方居室において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩（コカインの一種）を含有する粉末0.044gを、麻薬であるコカインと誤認して所持していた。

#### 事例2

Yは、A国所在のB空港において、覚せい剤599.5gが隠し入れられたボストンバッグを持って同空港発成田国際空港行きの航空機に搭乗し、同月23日、同ボストンバッグを持って同空港に到着した同航空機から降り立ち、千葉県成田市所在の成田国際空港内の東京税関成田税関支署C旅具検査場において、同支署税関職員の検査を受けた際、関税法が輸入してはならない貨物とする前記覚せい剤を携帯しているにもかかわらず、その事実を申告しないまま同検査場を通過して輸入しようとし、同職員に前記覚せい剤を発見されたため、これを遂げることができなかった。しかしYにおいては、前記ボストンバッグの隠匿物はダイヤモンドの原石であると誤信し、これを税関長の許可なく輸入する無許可輸入の犯意を有するに止まっていた。

#### [参考条文]

- ・覚せい剤取締法 41条の2 1項
- ・麻薬及び向精神薬取締法 66条 1項
- ・関税法 109条
- ・関税法 111条

参考判例：最高裁昭和61年6月9日第一小法廷決定  
東京高裁平成25年8月28日判決